

高知空港ビル株式会社 社長 岩城 孝章 様

2024年7月8日

特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会 代表理事 藺 潤 (医師)

〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町1-11-44 ビコロ曾根3F

2 階搭乗ロビーの喫煙所廃止の要望書

拝啓、突然に要望書を差し上げることをお許しください。

特定非営利活動法人日本タバコフリー学会（以後、当学会と略）は、人々をタバコの害から守り、タバコフリー（タバコのない）社会を目指して活動する NPO 法人です。

詳細は、当会の HP をご覧ください。 <https://www.tobaccofreejp.org/>

さて、先日（本年6月23日（日）に貴空港を利用の際、2階搭乗ロビーに扉のない喫煙所がありました。当日撮影した写真を貼付します。これでは空港職員や旅客の受動喫煙被害からの保護が全く不可能ですので、この喫煙所の撤去を要望します。

以下に理由を列挙します。

- 1) 当該喫煙所は出入口の掲示を見るに、健康増進法の喫煙専用室として設置されているようですが、同法に違反していることが疑われます。喫煙専用室はタバコ煙が室外に流出するのを防止するため、厚生労働省令で定める技術的基準に適合することが要求されています（健康増進法第33条1項）。そして、この技術的基準として、以下の3点が定められています（健康増進法施行規則第16条1項）。
 - 一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
 - 二 タバコ煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - 三 タバコ煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。よって、当該喫煙所は健康増進法に違反していると思料します。
- 2) 貴空港 HP によれば1階チェックイン/到着ロビー出発および2階出発ロビーにも喫煙所がありますので、滞在時間が短い2階搭乗ロビーに喫煙所は不要と思います。
- 3) 出入口に扉がなく、タバコの煙が喫煙所外ロビーに漏れ出て、空港職員や旅客の受動喫煙被害は明らかです。特に職場で受動喫煙被害を継続的に受け続ける、貴空港職員を守るには、喫煙所の撤去が最善です。
- 4) 灰皿の一つには高知が誇る龍馬の写真が貼付されていましたが、タバコのヤニで汚れていました。写真とは言え偉人に受動喫煙を浴びせ続けるのは、心が痛みます。

なお、撤去にかかる費用は、設置に協賛したと思われる JT の負担が適切と思います。

以上について、本年7月31日までに、文書で当学会事務所にご回答ください。なお、本要望書とご回答は、当学会の HP などで公開しますので申し添えます。 敬具